

# 多古町子ども読書活動推進計画

平成30年2月

多古町

# —目次—

## 第1章 総論

1	計画策定の目的	2
2	計画の期間	2
3	計画の対象となる年齢	2
4	計画の構成	2
5	計画推進の施策	
(1)	家庭・図書館・学校における読書に親しむ機会の充実	2
(2)	子どもの読書環境の整備・充実	3
(3)	子どもの読書活動普及のための啓発活動の推進	3
6	具体的な数値目標	
(1)	図書館における児童書・絵本の蔵書数	3
(2)	図書館における児童書・絵本の貸出冊数	3
(3)	図書館における18歳以下の利用者数	3
(4)	図書館における18歳以下への貸出冊数	3
(5)	図書館から学校図書館への団体貸出冊数	4

## 第2章 子どもの読書活動推進の施策

1	家庭・図書館・学校における読書に親しむ機会の充実	
(1)	家庭で：読み聞かせと読書活動の推進	4
(2)	図書館で：読書機会の充実と支援	4
(3)	学校で：読書環境の整備	4
2	子どもの読書環境の整備・充実	
(1)	図書館における児童サービスの整備・充実	5
(2)	学校図書館の整備・充実	5
(3)	図書館と学校図書館の連携	5
(4)	県内の図書館との連携の強化	5
3	子どもの読書活動普及のための啓発活動の推進	
(1)	図書館における啓発事業の実施	6
(2)	学校における啓発事業の実施	6
(3)	「子ども読書の日」「こどもの読書週間」における啓発事業の実施	6

## 第1章 総論

### 1 計画策定の目的

子どもの読書活動推進のため、国においては平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が施行され、読書活動は「言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものである」とされています。

一方、近年、スマートフォン等の急速な普及など、高度な情報化社会の到来により、私たちを取り巻く環境は大きく変化しています。このことは、当然のことながら、子どもの生活環境にも影響を与えており、子どもの読書離れが危惧されているところです。

国は、前述の法律に基づき、「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」を策定しており、千葉県においても、「千葉県子どもの読書活動推進計画」を策定しています。

本町においては、平成28年度に多古町立図書館が開館し、読書活動に関する気運が高まっているところであり、子どもが自主的に読書活動を行うことができる環境の整備をさらに推進するため、「多古町子ども読書活動推進計画」を策定します。

### 2 計画の期間

計画期間は平成29年度から平成33年度までの5ヶ年とします。

### 3 計画の対象となる年齢

本計画の対象年齢は0歳から18歳までとします。

### 4 計画の構成

千葉県では平成27年3月に策定した「千葉県子どもの読書活動推進計画（第三次）」において『子どもと本をつなぐ・子どもの本でつながる 読書県「ちば」の推進』を理念に掲げており、「読書に親しむ機会の充実」「読書環境の整備」「普及啓発活動の推進」の3項目を基本方針としています。

この理念・基本方針と本町の実情を踏まえ、本計画では「家庭・図書館・学校における読書に親しむ機会の充実」「子どもの読書環境の整備・充実」「子どもの読書活動普及のための啓発活動の推進」を施策の3本の柱とします。

### 5 計画推進の施策

#### (1) 家庭・図書館・学校における読書に親しむ機会の充実

- ・家庭で：読み聞かせと読書活動の推進
- ・図書館で：読書機会の充実と支援
- ・学校で：読書環境の整備

(2) 子どもの読書環境の整備・充実

- ・図書館における児童サービスの整備・充実
- ・学校図書館の整備・充実
- ・図書館と学校図書館の連携
- ・県内の図書館との連携の強化

(3) 子どもの読書活動普及のための啓発活動の推進

- ・図書館における啓発事業の実施
- ・学校における啓発事業の実施
- ・「子ども読書の日」「こどもの読書週間」における啓発事業の実施

## 6 具体的な数値目標

本計画の達成状況等を点検・評価するため、以下の4項目について数値目標を定めます。平成28年度を基準年度、平成33年度を目標年度とし、目標達成に向けて子どもが自主的に読書活動を行うことができる環境を整備します。

(1) 図書館における児童書・絵本の蔵書数

基準年度（平成28年度） 8, 834冊

目標年度（平成33年度） 11, 000冊

(2) 図書館における児童書・絵本の貸出冊数

基準年度（平成28年度） 14, 328冊

目標年度（平成33年度） 18, 000冊

(3) 図書館における18歳以下の利用者数

基準年度（平成28年度） 1, 479人

目標年度（平成33年度） 2, 500人

(4) 図書館における18歳以下への貸出冊数

基準年度（平成28年度） 5, 618冊

目標年度（平成33年度） 8, 000冊

(5) 図書館から学校図書館への団体貸出冊数

基準年度（平成28年度） 1, 624冊

目標年度（平成33年度） 3, 000冊

## 第2章 子どもの読書活動推進の施策

### 1 家庭・図書館・学校における読書に親しむ機会の充実

#### (1) 家庭で：読み聞かせと読書活動の推進

子どもに読書習慣をつけさせるためには、幼少の頃から本に触れさせる機会を多く持たせることが重要です。特に各家庭においては、家族が普段から読書を楽しむ様子を見せたり、子どもに読み聞かせをして読書の楽しさを教えることが必要です。また、生きていくために必要な知識や教養、技能を身につけるためにも読書は有効であり、子どもの興味や関心を的確にとらえて、本を手渡すことが大切です。

町では2ヶ月に一度、乳児の3・4ヶ月健診時に読み聞かせを行うとともに絵本を贈る「ブックスタート事業」のほか、毎月第3木曜日に0歳～2歳の乳幼児とその親を対象とした「赤ちゃんとお母さんのよみきかせ会」を実施し、読書活動の推進のみならず、各家庭での親子のふれあいの一助となるよう努めていきます。

#### (2) 図書館で：読書機会の充実と支援

図書館では、子どもが読書に親しむ機会の充実を図るため、読み聞かせボランティアの協力を得ながら、「おはなし会」や「夏休みの読書感想文相談会」「図書館まつり」など、季節に応じた図書館イベントを随時開催し、読書活動の啓発を行います。

そのほか、こども園や小学校での読み聞かせやブックトーク、保護者向け家庭教育学級での親子読書に関する講話など、図書館以外の場所でも読書機会の充実に向けた活動を行っていきます。

また、小・中学生の職場体験や図書館見学を積極的に受け入れることで、図書館に足を運ぶきっかけづくりをしていきます。

#### (3) 学校で：読書環境の整備

町では、学校で子どもに生涯にわたる読書習慣を身につけさせ、発達段階に応じた自発的・自主的な読書活動を支援するため、平成26年10月より週2～3日、各小・中学校の学校図書館に学校司書を配置しています。今後も子どもたち

によりきめ細かな支援を行うため、各学校の実情に応じた適切な人員を配置します。学校司書は積極的に研修会等に参加し、学校図書館活用のための教育の充実に努めます。

そのほか、子どもに読書習慣を身につけさせるための取り組みの一環として、各学校で一斉に読書に取り組む活動などにより読書時間を確保するほか、「探究的な学習」や「調べ学習」を取り入れることで、利用を促進し、子どもの情報活用能力を育みます。

また、主体的・対話的な深い学び（アクティブラーニング）を進める基盤として、学校図書館の整備を推進します。

## 2 子どもの読書環境の整備・充実

### (1) 図書館における児童サービスの整備・充実

図書館は、子どもにとってはいつでも読書に親しむことができ、親にとっては子どものための本を選んだり、子どもの読書活動に関する相談をしたりすることができる場所で、地域における子どもの読書活動推進において中心的な役割を果たす施設です。

このことから、絵本や物語、学習に役立つ本など、乳幼児からいつでも年齢にあった読書活動ができるように蔵書の充実を図ります。

また、業務にあたる職員・司書が積極的に研修会等に参加し、充実した児童サービスの提供及びレファレンスサービスの向上に努めます。

### (2) 学校図書館の整備・充実

学校生活において子どもの読書活動を活発にさせるため、蔵書の充実を図ります。また、各小学校図書館では、過去に授業で使用された資料の一覧を基に年間計画を作成し、翌年以降の授業等の学習活動において図書室を最大限活用できるように努めます。

### (3) 図書館と学校図書館の連携

図書館と学校図書館が連携し、相互貸借による資料の有効な活用を図ります。また、学校図書館運営会議や司書研修会などを通じて情報共有し、子どもの読書環境を整備します。

### (4) 県内の図書館との連携の強化

県立図書館や県内他市町村の図書館との相互協力等により、当町が単独で収集できる以上の資料を図書館利用者に提供できるよう努めます。

### 3 子どもの読書活動普及のための啓発活動の推進

#### (1) 図書館における啓発事業の実施

図書館における読書に関する取組やイベントの情報を広報誌・ホームページへの掲載、パンフレットの配布等により積極的に発信します。

#### (2) 学校における啓発事業の実施

学校図書館における読書に関する取組を「図書館だより」・掲示物・放送等により積極的に発信し、毎年10月27日～11月9日と定められている「読書週間」に、イベントを実施します。

#### (3) 「子ども読書の日」「こどもの読書週間」における啓発事業の実施

毎年4月23日と定められている「子ども読書の日」や、毎年5月1日～14日と定められている「こどもの読書週間」に、読書活動の重要性や読書の楽しさを十分に知ってもらうため、イベントや掲示等によるPRを実施します。